



表 申告相談受け付け日程

受付場所	市役所多目的ホール棟		安代総合支所 1階打合室	
	午前9時～11時	午後1時～3時	午前9時～11時	午後1時～3時
2月8日(火)	駅前一区・駅前二区	上町・仲町		
9日(水)	五百森	渋川・渋川開拓・白屋	畑1区(赤坂田)	畑1区(星沢・黒沢・寄木)
10日(木)	金沢・温泉郷	安比高原・畑・柏台	畑2区(扇畑)	畑2区(松木田・小屋畑)
14日(月)	下町二区	下町一区	浅沢第1	
15日(火)	松川・雇用促進(西根)	下町三区	舘市・兄畑	兄川
16日(水)	山子沢・大石平・中関	山後・岡村	浅沢第2	新町中央
17日(木)	北村	両沼	五日市1区	五日市2区
18日(金)	北寄木	上寄木	愛の山・新興矢神	日瀬通
20日(日)	指定日に来られない人(全地区)			
21日(月)	南寄木(中郡・鹿野)	南寄木(立石)	五日市3区	五日市4区
22日(火)	寄木新田	南寄木(関口)	田山上	田山下
24日(木)	中村・間羽松	舘腰	曲田横間	荒屋
25日(金)	町組・薬師	高宮	折壁・石名坂	細野・豊畑
27日(日)	指定日に来られない人(全地区)			
28日(月)	上平笠・中平笠	下平笠・南平笠	秋葉	荒屋新町
3月1日(火)	大花森・中沢・前森	松尾	栗木田・杉沢・平長	苗石田
2日(水)	野駄	上野駄		
3日(木)	東・大久保・共新	小福田・大泉・駅前		
4日(金)	松久保・山崎・堀切	わし森・花沢・笹目		
7日(月)	中松尾	時森・小屋の沢		
8日(火)	寺田・帷子	寺田新田・野口		
9日(水)	土沢・若谷地・川原目・上関	荒木田・舘沢		
10日(木)				
11日(金)	指定日に来られない人(全地区)			
14日(月)				
15日(火)				

1 申告が必要な人は？

- 令和4年1月1日現在、市内に住所があり、次のいずれかに該当する人
- ▼給与所得者で給与以外の所得がある人または年末調整していない人
 - ▼公的年金受給者で公的年金以外の所得がある人または所得控除を受ける人
 - ▼雑損控除や医療費控除などの所得控除や寄附金控除などの税額控除を受ける人
 - ▼18歳以上の国民健康保険加入者
 - ▼所得がない人や扶養されている人で、後日、所得証明などが必要

次に該当する人は申告が不要

- ▼税務署に確定申告書を提出した人
- ▼給与所得の年末調整が済んでいて、ほかに収入のない人
- ▼収入が公的年金のみで受給額が148万円以下(65歳未満の人は98万円以下)の人
- ▼※給与または公的年金の源泉徴収票に記載されている控除に変更や追加がある人は申告が必要
- ▼収入が無く、家族の給与所得の年末調整や確定申告で扶養親族になる人

2 申告に必要な物は？

- ▼認印
- ▼ボールペン
- ▼マイナンバーカードまたは通知カードと顔写真付きの身分証
- ▼申告者名義の預金通帳と通帳印
- ▼口座振替納税や口座振込による還付を希望する人
- ▼確定申告のお知らせ
- ▼税務署から送付されている人
- ▼利用者識別番号が分かるもの番号を取得した人

3 コロナ対策に協力を

- ▼申告相談会場に来る際は、必ずマスクを着用してください。
- ▼受付時に検温を行います。検温の結果37.5度以上の発熱が確認された人、検温を拒否した人は受け付けできません。
- ▼受付時間前に来た人は番号札を取り、ソーシャルディスタンスを確保しながら順番を待ってください。

4 申告相談 受け付け日程

上の表の通り申告相談を受け付けます。期間後半になるにつれ、会場の混雑が予想されます。指定日に都合が悪い人や還付申告の人は、指定日以外の地区でも構いませんので、早めの受け付けに協力してください。

次に該当する人はアイーナへ

- ◎ 事業収入、不動産収入が1千万円を超える人
- ◎ 株式に係る収入がある人
- ◎ 国や県、市町村の公共事業用に土地などを売り、土地などの収用の収入がある人
- ◎ 住宅借入金等特別控除を新たに受ける人

準備はお早めに

2月8日(火)から3月15日(火)まで

申告相談

2月8日(火)から始まる申告受け付けの日程などをお知らせします。詳しくは、1月20日(木)の行政連絡員回りで全戸配布する「市・県民税(国民健康保険税)申告の手引き」を確認し、期間内に忘れずに申告を済ませましょう。

■ 問い合わせ先 税務課市民税係(☎・内線1124)

- ▼ 収入額を確認できる書類
- 給与または公的年金の源泉徴収票、その他申告に必要な書類の原本
- ▼ 所得控除の内容を証明する書類
- 国民年金などの社会保険料支払いの領収書または証明書、医療費控除の明細書、生命保険料控除証明書など
- ▼ 次に該当する人が必要な物
- ◎ 営業や農業などの事業所得、不動産所得がある人
- ▼ 収支内訳書など
- ▼ コロナ対策各種支援金などの金額が分かる書類
- ◎ 障害者控除を受ける人
- ▼ 障害者手帳または障害者控除対象者認定書

所得税、消費税、贈与税、新規の住宅ローンなどは

アイーナで申告相談

2月16日(水)から3月15日(火)まで

盛岡税務署では、申告書作成会場を次の通り開設します。相談内容が複雑な申告(青色申告や新規の住宅ローン控除など)は市で受け付けてきませんので、同会場を利用してください。

■期間 2月16日(水)から3月15日(火)までの平日および2月20日(日)と27日(日)

※期間中、盛岡税務署には申告書作成会場を設けていません。

■時間 午前9時から午後4時まで

■会場 アイーナ7階

■会場への入場は「入場整理券」が必要 入場整理券は、会場での当日配布とLINEによる事前発行があります。LINEによる事前発行は2月1日(火)以降の利用開始を予定しています。

※入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。



QRコードから国税庁LINEアカウントを友達追加して申告情報を確認

※会場は大変混雑します。午後3時前の入場に協力してください。

■問い合わせ先 同署(☎019・622・6141)

e-Taxで24時間いつでもパソコン、スマホから確定申告

自宅で各種手続きができ、書面提出より還付金を早く受け取れるe-Tax(電子申告)で確定申告しませんか。生命保険料控除証明書などの記載内容を入力して送信することで、添付書類の提出や提示などを省略できます。

1 事前準備

【マイナンバーカード方式】

■用意するもの ①マイナンバーカード
②ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォン

【ID・パスワード方式】

■用意するもの 税務署の発行するIDとパスワード

※申告者本人が顔写真付きの身分証明書を税務署に持参して取得

2 確定申告書の作成

国税庁ウェブサイトの確定申告書等作成コーナーで画面の案内通り金額を入力



作成コーナー

※スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影することで、金額や支払者情報などを自動で入力

3 送信

確定申告書等作成コーナーで作成した確定申告書を、e-Tax(マイナンバー方式またはID・パスワード方式)で送信

◎ e-Taxで困ったときは専用窓口へ

ヘルプデスク(☎0570-01-5901)

※全国一律市内通話料金。平日の午前9時から午後5時まで

※e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消など使い方全般の問い合わせに対応

